

研究 途上国問題への新たな学問的貢献

考察する。 を背景に再興している「法と開発」研究を 九九〇年代以降活発化する法制度改革支援 何を目指す研究領域なのか。本特集は、一 のように理解されるであろうか。そもそも 「法と開発」とはどのような問いをたて、 「法と開発」という言葉を読者諸氏はど

理論にもとづき、市場経済と民主主義に基 and Development Movements) にある。共産 化を機に批判に晒され消滅した。 カ国内の公民権運動やベトナム戦争の泥沼 ら効果的に行えるのかといった研究は存在 に関する研究や法制度改革支援をどうした を目的としていた。そこでは、 アメリカの法制度をそのまま移植すること カ政府機関の資金で賄われ、開発途上国へ することを支援した。この運動は、アメリ づく社会発展のために法が重要であると謳 主義に対抗する理論的支柱であった近代化 カの法学者による「法と開発運動」(Law 年代から七〇年代前半に展開されたアメリ しなかった。まもなくこの運動は、 い、第三世界に西欧近代型の法制度を構築 「法と開発」研究の出発点は、一九六〇 支援対象国

できるか、である。

化の過程で手本とされたフランス法、ドイ

比較法の研究対象といえば、

日本の近代

分野と考えるべきである。日本で外国法

法が開発においてどのような役割をはたす 換言すれば、それは無限の可能性を有して 義し、その領域を確定することは難しく、 特定の法分野における法政策研究など多岐 研究、経済学の視点からみた法制度研究、 較法学的アプローチによる途上国の法制度 いない点で、かつての法と開発運動とは異 た単線型近代化理論を必ずしも前提として 以降の「法と開発」研究は、途上国の社会 ら、開発における法の役割があらためて注 援が開始され、ガバナンスや制度の観点か 世銀主導の構造調整改革や、旧共産圏諸国 か、そしてそれを研究対象とする者に何が いると考えられる。少なくとも、 にわたる。つまり、「法と開発」研究を定 なっていると認識されていることである。 や法制度を研究対象に含めている点で、ま 目されるに至る。重要なことは、 発援助機関による途上国への法制度改革支 の民主化・市場経済化の推進の過程で、開 「法と開発」と称される研究は多様で、比 「法と開発」研究に通底する問題意識は、 その後、一九八○年代におけるⅠMF・ 九〇年代

「法と開発」研究なのか 国問題への新たな学問

特集にあたって「なぜ今日

研究ないし「開発法学」が同時に語られ始 座と混在している。それゆえ、日本では、 り、その多くはアジア法や法整備支援の講 を冠したプログラムが設置されるようにな 法務省には国際協力部が設置され、日本の モンゴルと対象を拡げ、支援活動に関わる えられがちであるが、むしろ外国法研究の 隆によって、支援対象国の法制度研究と考 がある。まずはそれぞれを明確にしよう。 め、それらの区別が曖昧であるという現象 アジア法研究、法整備支援、「法と開発」 とされている。日本の大学機関においても どっており、その方法論や実証研究が必要 ODAによる法整備支援は拡大の一途をた 司法制度改革審議会意見書では法整備支援 法律専門家も増加している。二〇〇一年の ベトナムに始まり、ラオス、カンボジア、 において日本の法曹が活躍すべきとされ、 「法と開発」、「開発法学」というタイトル アジア法研究は、昨今の法整備支援の興 日本による法整備支援は、一九九六年の

山田美和・



寺集/「法と開発」研究──途上国問題への新たな学問的貢献

なかった。 法整備支援の対象国という見方はまったく 視点が希薄なことはもちろん、日本による で研究の対象であり、日本への参考とする 強く持つものであった。対象国は、あくま 脈から把握しようとする地域研究の側面を 現地の法制度を社会的・経済的・文化的文 研究は外国法としての途上国法研究であり、 さほど多くはなかった。当研究所における は、アジア経済研究所で蓄積された他は、 および南アジアの法制度を対象とする研究 た。現在アジア法と総称される東南アジア ジアについては中国法が主たる対象であっ カ法といういわゆる西欧近代法であり、 ツ法、イギリス法、 戦後においてはアメリ

の重点地域であるアジアに集中しているた による法整備支援の対象国がODA政策上 ジア法研究との交錯が生まれる。日本政府 識が必要とされ、 のみならず政治経済および社会に関する知 なり民事訴訟法の研究者が、対象国である を持たない、例えば、日本国民法の研究者 して支援対象国については必ずしも専門性 法分野別に専門化されている法学界を反映 研修などである。日本の法整備支援では、 その内容は、法律の起草や裁判官に対する 度改革支援を行う活動が法整備支援であり、 アジア諸国の民法や民事訴訟法の起草支援 に従事している。そこで、対象国の法制度 他方で、途上国に対して、具体的な法制 アジア法研究と法整備支援は従事する 地域研究の側面を持つア

> 者が重なるゆえに同時に語られることが多いものの、両者はまったく次元を異にする。 そして、「法と開発」研究ないし開発法学は、途上国の発展・開発において法がどのような役割を有するのかを探究する。欧米の「法と開発」研究を意識して安田信之によって日本で造語された開発法学は、開発途上国の法制度を政治・経済・社会発展のなかで分析し、そこで得られた知見を動りて政策提言とその批判的検討を行うという、理論研究と政策研究の二つの側面を持っている。この「開発法学」の根本的なスタンスは、「法と開発」研究と同じである。

され、あるいは濫用される可能性もあるこ りうることである。 発」研究という名前が冠されるおそれもあ と、さらにそのような研究こそに「法と開 援を正当化するためにこうした研究が乱発 また、それゆえ、ある特定の法制度改革支 究が目指される。注意すべきことは、開発 社会に発展をもたらす指針となるような研 どのような動機と影響を持つかを研究し、 者は、法制度改革支援による法改革目体が 援をその研究目的とするものとがある。前 その研究対象とするものと、法制度改革支 すると、法制度改革支援という現象自体を 援をどう位置づけるかは様々である。大別 後者は、法制度改革支援による改革が当該 発展の内容や方向性に合意はないこと、 「法と開発」研究において法制度改革支

法を途上国の経済発展や社会変化のなか

るのか。つまり、開発ないし発展をどう考 を失うのか。「法と開発」研究にとって途 そのとき、「法と開発」研究はその独自性 以外の地域も含まれる可能性も有している 者は直面せざるをえないのである。 えるのかという問題に、「法と開発」研究 社会において法制度を解明しようという のか。開発ないし発展という動態としての 上国に対する法制度改革支援は必須要素な 対象領域は、途上国にとどまらず、途上国 **緻度を高めることができれば、基礎法学と** ルな分野であろう。しかし、その学問的精 が中心を占める法学界においてはマージナ でとらえる「法と開発」研究は、法解釈論 して位置づけられうるのではないだろうか 「法と開発」研究は、法社会学とどう異な

本特集では、可能性を秘めた「法と開発」研究の理論や実証研究を紹介する。市場経済化のために経済法制改革を行った国で実際どのような現象が起こっているのか。で実際どのような現象が起こっているのか。はどうあるべきなのか。本特集では、途上はどうあるべきなのか。本特集では、途上国の法制度研究と途上国に対する法制度改革支援という実務のニーズの双方に目を配すて法と開発」研究に新たな視点を提供り、「法と開発」研究に新たな視点を提供り、「法と開発」研究に新たな視点を提供するよう試みたい。

ア経済研究所開発研究センター) (やまだ みわ、さとう はじめ/アジ